

第8回 定例総会議事録

1. 日 時 令和6年11月11日（月）午後2時30分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行
4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範
7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一
10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳
13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第8回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第8回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に9番筒井委員さん、14番村上委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から南西へ約3.4kmの距離に位置した農地であり、現地は腰高程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において1筆はクリ、1筆はダイコンなどの露地野菜、1筆はブドウ、1筆はブルーベリー、1筆はカキを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、管理機、噴霧器を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.1haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画</p>

<p>議長</p>	<p>です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約74a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、七瀬川自然公園グラウンドから北東へ約50m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてニンジン、ダイコン等の露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機、コンバイン、ハーベスター、田植機を各1台、軽トラックを3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

6番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地の2筆は保全管理されており、2筆は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカボスを栽培予定です。農機具は草刈機を5台、トラクター、田植機、コンバイン、糶摺り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は臼杵市農業委員会発行の耕作証明書面積と合わせて約67aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校から南西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ、ジャガイモ、ハーブ、プチトマト、ナスを栽培予定です。農機具は草刈機を1台導入予定、耕うん機を1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から東へ約750m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてハクサイ、キャベツ、ジャガイモを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有、耕うん機を1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約9a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ4番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南高等学校から南西へ約700m の距離に位置した農地であり、現地はクリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてクリを栽培予定です。農機具は草刈機を1台、剪定鋏を2本、ハンディソーを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約27a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 5番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から北へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されており、1筆の一部(下段部分)は背丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナス、トマト、ダイコン、ハクサイ、ネギを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、耕うん機、トラクター、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約62aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は露地野菜、ミカン、カキ、ウメが栽培されており、一部に小型の農業用倉庫が設置されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ、ジャガイ</p>

	<p>モ、ミカン、カキ、ウメを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約4a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南へ約260m の距離に位置した農地であり、現地はカキ、バンペイユが栽培され、全体的に膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人と譲渡人は申請地を共同所有している兄弟であり、譲受人は申請地においてカキ、ミカンを栽培予定です。農機具は草刈機、管理機を各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約56a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

<p>議長</p>	<p>告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ970mの距離に位置した農地であり、現地は警察犬訓練所及びペットホテルとして利用されていました。転用者の状況です。本申請は、警察犬訓練所及びペットホテルとして利用するものであるが、既に転用済のため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ9ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南へ約2.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理と一部転用されていました。転用者の状況です。本申請は、進入路、駐車場用地として利用するものであるが、進入路は既に転用済のため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>

議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、10ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の2筆は、賀来小中学校から西へ約300m、その他は大分医科大学病院から北東へ約1kmの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者かつ解除条件付き法人で、申請地において水稲、麦を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバインを各2台、田植機を1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約3.1haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の11ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>11ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の使用貸借権と賃借権での再設定となります。</p> <p>12ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。11年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>13ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>14ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>2番です。14ページから15ページは一連の案件になります。土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p>

	<p>次に、17ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>利用権設定 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から南西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は飼料作物が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において飼料作物を栽培予定です。農機具はトラクターを7台、コーンハーベスター、ロールベラーを各2台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約65aとなります。借受人は新規就農者ですが、借受人の父が今年の5月に亡くなったため、この付近の4haほどの農地について、随時、契約満了分を借受人で契約していく予定です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ18ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南高等学校から南西へ約1.5kmの距離に点在した農地であり、現地の3筆は保全管理、2筆はカキ、ウメ、ユズ、カボス等の果樹が栽培、その他は腰丈程度の雑草が生えていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農の解除条件付き法人で、申請地においてビーツ、ニンジン栽培予定です。農機具</p>

	<p>はトラクター、軽トラック、草刈機、管理機、ポンプを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約73a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の19ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の使用賃借権での再設定となります。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。20年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。20年間の使用賃借権での再設定となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

6番齊木委員	21ページ 1番と2番の賃借料についてですが、1番の場合、賃借料は20年間で15万円ですか。それとも1年間で15万円ですか。
事務局	1年間で15万円です。1番、2番ともにハウスが付いており、1年間の賃借料です。
6番齊木委員	では戻りますが、16ページ 1番の賃借料は1反で6万円となっていますが、こちら他に比べて少し高い気がします。ハウスをしていても、他は1反で3~4万円ほどの賃借料なので、何か理由はありますか。
事務局	ハウスを自身で建てた場合と、ハウスが既にある土地を借りた場合で、賃借料が違っているようです。ハウス付きで借りた場合、賃借料が高くなる場合があります。
6番齊木委員	わかりました。
議長	その他にありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、次の22ページ 利用権設定による所有権移転承認の取消願いについて、報告は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。令和6年9月10日に開催された第6回定例総会にて所有権移転の承認をいただいておりますが、金銭的な問題等により合意に至らなかったため、売買が破談したとのことで、双方から取消願いが出ております。 地区審議会で審議していただいたところ、所有権移転承認の取消相当であるとの意見でした。

議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案について、利用権設定については承認、取消願いは取消相当とします。</p> <p>次に、23ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。</p> <p>報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>23ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、一本櫟地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に肉用牛を飼育、飼料作物を栽培する認定農業者で、申請地において飼料作物を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は配分替え面積と合わせて約8.6ha となります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の2番は秋吉委員さんの案件ですので、秋吉委員さんは一旦、退室をお願いします。</p>

	(秋吉委員退室)
議長	では、事務局から報告をお願いします。
事務局	2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、山中地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、シイタケを栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.7ha となります。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、23ページ 2番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、23ページ 2番は承認することとします。 では、秋吉委員さんは着席をお願いします。
	(秋吉委員着席)
議長	次の24ページから、報告は事務局からお願いします。
事務局	24ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、山中地区に位置した農地であ

り、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約92a となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区に位置した農地であり、現地の2筆は保全管理、その他は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する認定農業者で、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約22ha となります。

25ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.9ha となります。

6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹ノ内地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.3ha となります。

26ページ 7番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、恵良地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.2ha となります。

8番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現

地調査報告です。申請地は、中島地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約70a となります。

27ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上志津留地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約38a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にパセリ、露地野菜を栽培する認定新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約45a となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する新規就農者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分と合わせて約22a となります。

28ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ハウレンソウ、ダイコンを栽培する認定農業者

で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約32a となります。

5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.3ha となります。

29ページ 6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次門前地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10ha となります。

30ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、木佐上一地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、ナス、キュウリを栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約33a となります。

31ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新田地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する新規就農者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分と合わせて約22a となります。

32ページ 1番です。こちらは再設定の案件です。土地の表示、申請者

	<p>等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。最後に33ページ 1番です。こちらは配分替えになります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、矢ノ原地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先の変更です。配分先は主に肉用牛を飼育、飼料作物を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分と合わせて約8.6ha となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
7番長尾委員	<p>野津原地区は使用賃借権が多いようですが、水稻だからですか。</p>
5番秋吉委員	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>その他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した「23ページ 2番」を除く第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、34ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局から報告</p>

<p>事務局</p>	<p>してください。</p> <p>34ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2000年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から北西へ約2.2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2000年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から南へ約440mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>35ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容のうち1筆は2004年頃から耕作放棄により山林化しており、1筆は2004年頃から農業用倉庫として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南西へ約1.3kmから1.5kmの範囲に点在した農地であり、1筆は耕作放棄により山林化、1筆は農業用倉庫として利用されていました。</p> <p>36ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1989年頃から駐車場として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、鶴崎市民行政センターから北へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は駐車場として利用されていました。各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、37ページ 第6号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>被相続人がお亡くなりになり、相続した長男の方から、相続した農地について納税猶予の適格者であることの証明願がでています。申請地は、特例を受ける農地の表示の通りです。現地調査報告です。1筆は水稻、1筆は水稻、サトイモ等が栽培されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、納税猶予の特例措置について適格者であることの証明は相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は証明の発行を承認します。</p> <p>次は、38ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報</p>

事務局	<p>告をお願いします。</p> <p>38ページから40ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で6件出ています。</p> <p>41ページ、42ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で5件出ています。</p> <p>43ページから46ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で31件出ています。</p> <p>最後は、47ページから50ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で12件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>地区審議会でもご説明しましたが、地区別セミナーについて、大分市農業委員会へ事例発表の依頼が来ています。地区別セミナーは、県下6ブロックに分けての開催となっており、すべてのセミナーへ参加してほしいとの依頼です。各地区審議会において1地区は担当していただきたいと考えております。地区審議会や現地調査の日程も加味していただいたうえで、本日、どの地区のセミナーを担当するかを決めていただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>地区審議会や現地調査の日程を調整したうえで、事務局に案を作成していただきたいです。</p>

事務局	それでは、こちらで案を作成いたします。また詳細については、別途打ち合わせをさせていただければと思います。
議長	よろしく申し上げます。 事務局から説明がありましたが、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第8回定例総会を閉会します。